

越ヶ浜地域 避難所運営マニュアル

※この手引きは、災害などの発生において中長期的に避難所を開設・運営する際の参考としてご活用ください

●避難所名 山口県漁協はぎ支店（越ヶ浜支店）

●目次

- 1 避難所開設の手順
- 2 避難所に入所するときの注意事項
- 3 避難所での生活ルール
- 4 トイレの使い方
- 5 避難所運営本部の体制
- 6 避難所レイアウト
 - ①1・2階概略
 - ②避難スペース（集会場）拡大図
 - ③漁協外概略

1 避難所開設の手順

①避難所施設のカギの解錠

⇒基本的には、避難所指定職員が対応。(鍵の管理、解錠方法習得済み)
避難希望者が指定職員より先にこられた場合は、当直対応とする。
(実際の運用は、常に解錠されているため、いつでも避難が可能)

②施設の安全点検

⇒施設を避難所として開設できるかどうか、安全点検を行う。

- 施設の被災状況の確認(柱、壁、天井、窓ガラスなどの損壊状況)
- ライフライン(電気・ガス・水道・電話など)の確認

※異常があった場合は、避難所指定職員に内容を報告

③立入禁止箇所の決定

⇒1階の漁協事務所内は立ち入り禁止。(一時的にロビー部分は使用可能)
主に避難スペースは2階の集会所となる。

※詳細は避難所レイアウト図参照

④居住スペース・共有スペースの決定

⇒居住空間は1人あたり2㎡(1×2m)を目安とする。

町内会単位もしくは親戚同士で入居し、高齢者や障害者、妊産婦等の要配慮者に配慮して誘導する。

避難所生活の経過に伴い、勉強スペースや面会室なども検討する。

※詳細は避難所レイアウト図参照

⑤開設・受付・避難者の受入

⇒集会所入口付近に受付コーナーを設置(2×2m=4㎡)

受付は主に避難所指定職員が対応するが、状況に応じて避難者が協力する。
受付業務については以下のとおり。

- 避難者の受付、誘導
- 避難者名簿の作成。(避難者名簿台帳に記入してもらう)
- 避難所レイアウト図、入所時の注意事項などの掲示 など

⑥避難所運営本部立ち上げ

⇒避難所運営本部を越ヶ浜自治会か町内会、自主防災組織等で立ち上げる。

避難所指定職員2名、施設管理者については運営本部の下についてもらい運営を行なう。

(施設管理者は、山口県漁協はぎ支店部長もしくは支店長)

運営本部立ち上げ後、自治会・町内会単位で各種役割を振り分ける。

2 避難所に入所する時の注意事項

- 受付で避難者台帳に必要事項を記入（避難者台帳の記入をもって受付）
- 靴は各自で管理。（状況に応じてビニール袋を用意）
- 車については、漁協前の駐車スペースに駐車。
（台数に限りがあるため、状況に応じて隣接する市営駐車場に駐車）
- 避難所レイアウト図を確認して、決められたスペースに入る。
- 居住スペースでは、自治会単位・親戚で集まる。
（1人あたりのスペースの目安は約2㎡程度）
- 高齢者や要配慮者、女性などに配慮する。
（座敷スペースや、避難スペース入口付近等に専用スペースを設置）
- 立入禁止区域には入らないこと。
（主に1階漁協事務室）
- ペットについては屋内では飼えないため、ペットコーナーに預ける。
（漁協外倉庫にペットコーナーを設置）
- 次の方は本部までお知らせしてもらう。
 - 体調の悪い方（近くに体調の悪そうな方がいる場合も）
 - ケガをしている方
 - 体調に不安のある方
 - 2階の避難スペースに上がることが困難な方（一時的に1階漁協待合室（カウンター手前のベンチがあるスペース）に待機してもらう）
 - ペットを連れてこられた方
 - 補助犬を利用の方（補助犬はペットではない）
 - 特技・資格をお持ちの方（医療関係者や介護福祉士、保育士、教師、語学堪能、料理上手等、ご協力をお願いすることがあるため）

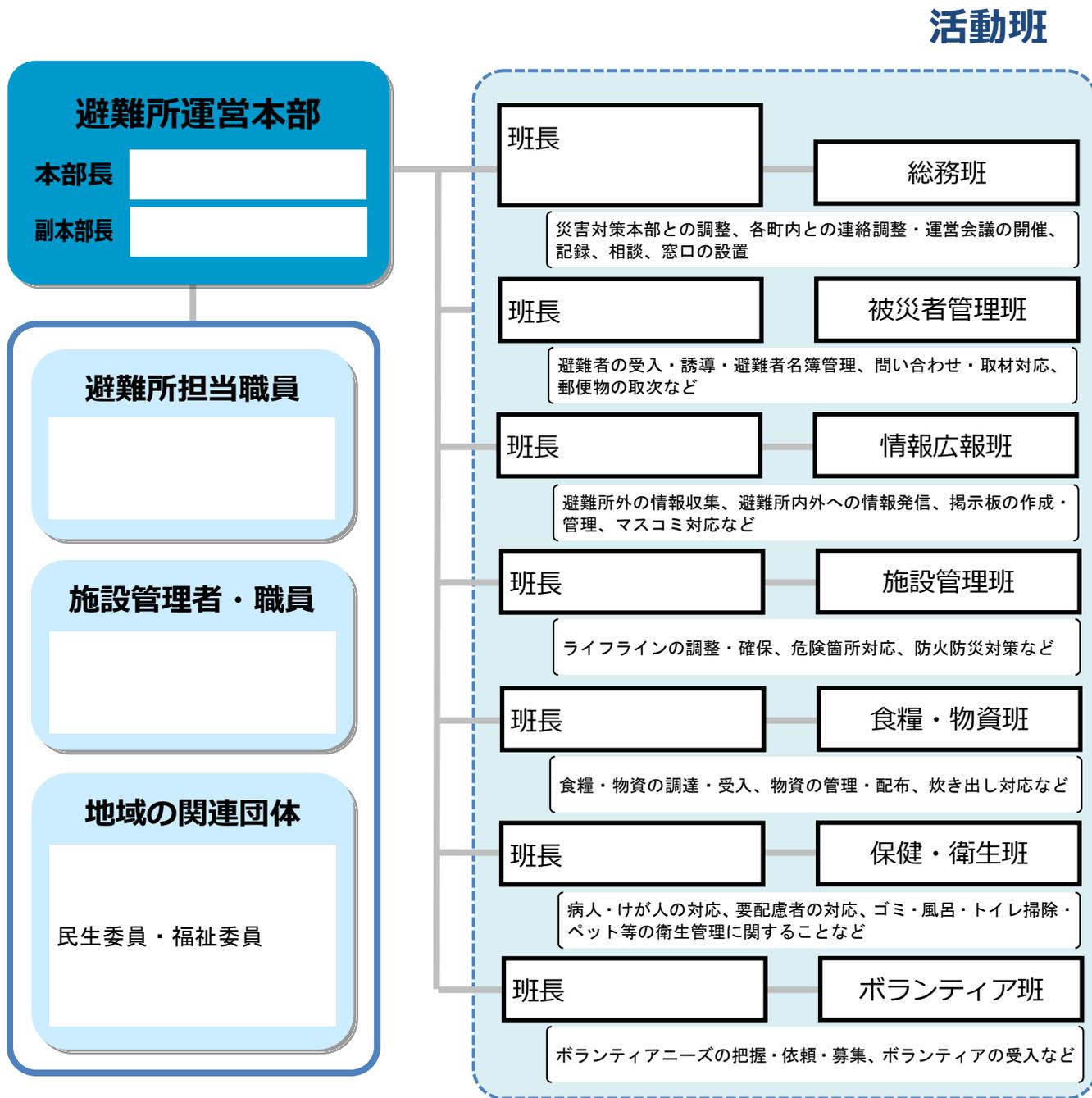
3 避難所での生活ルール

- 所持品や貴重品は各自で管理する。
- 喫煙は漁協外の喫煙コーナーで行う。（漁協内は禁煙）
- ペットについては、ペットコーナーに預けてもらい、ペットコーナーの掃除や餌やり等は、飼い主同士で協力して行う。
- ゴミは分別して、決められた場所に置く。
- 個人の電気器具を使用する場合は、本部に相談する。
- 携帯電話は、消灯時には電源 OFF かマナーモードにする。
- 携帯電話での通話は、部屋の外もしくは漁協外で行う。
- 大声を出すなど、周りの人に迷惑となる行動しない。
- 外から帰ってきたら、うがい・手洗・手の消毒をする。
- 立ち入り禁止区域には絶対に入らないこと。（主に1階漁協事務室）
- 不審な人や物を見つけたら、本部に連絡する。

4 トイレの使い方

- 使用後は、必ず手を洗う。水が使用できない場合は、消毒用アルコール等を使用する。
- 入口に近いトイレは、高齢者・車いす・体が不自由な方などの優先トイレとする。
- 水が使用できない場合、外から水を汲み出して使用する。状況に応じて、避難者に水汲みや搬入作業を協力してもらう。
- 漁協内のトイレで対応できない場合は、状況に応じて簡易トイレを手配。配置場所については漁協横の駐車場に配置する。
※詳細は避難所レイアウト図参照。
- トイレ掃除は避難者で行い、当番を決め順番に行なう。

5 避難所運営本部の体制



6 避難所レイアウト

① 1・2階概略

② 避難スペース（集会場）拡大図

③ 漁協外概略